

自殺対策加速化プラン(案)の策定等について

自殺対策基本法成立後の取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・大綱を踏まえ、関係府省、地方公共団体、民間団体が連携して総合的な取組を実施
- ・全都道府県で自殺対策連絡協議会を設置

最近の自殺の動向

・自殺者10年連続3万人

自殺者数は、警察庁の自殺の概要資料によれば、平成10年に急増、以後10年連続して3万人台で推移

平成19年は、過去2番目に多い33,093人

・硫化水素による群発自殺

平成20年に入り、硫化水素の製造方法がインターネットで紹介されたことから、これによる自殺が群発し、家族や近隣住民にまで被害が生じるなど社会問題化

(1月から9月までの死者数は876人。また、硫化水素事案のうち、約4分の1の事案で第三者にも被害が生じている)

自殺総合対策大綱の見直し

(経済財政改革の基本方針2008)

自殺対策加速化プラン

※自殺総合対策大綱に基づき、策定後1年間のフォローアップ結果等を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速していくべき施策を取りまとめ
(現在の大綱に基づき、新たに具体的な取組を展開する施策に加えて、大綱の項目に明記されていない施策も追加)

1. 自殺の実態を明らかにする

<情報提供体制の充実>

- 自殺統計に係るデータの分析・提供

<既存資料の利活用の促進>

- 自殺統計原票への調査項目追加を検討

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

<うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進>

- うつ病以外の自殺の危険因子である統合失调症、アルコール依存症、薬物依存症等の調査研究を推進、継続的な治療・援助を行う体制を整備、自助活動への支援等を実施
- 精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、早期発見、早期介入のための取組を推進

※大綱に項目追加

6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

<救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実>

- 心理的ケアを中心に関係者研修を実施
- 自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成

7. 遺された人の苦痛を和らげる

<自殺者の遺族のための自助グループの運営支援>

- 遺族の集いの開催に対する支援の実施

8. 民間団体との連携を強化する

<地域における連携体制の確立>

- 先駆的な民間団体に対する支援の充実
- ネットワーク構築のための取組を促進

9. 推進体制等の充実

<国における推進体制>

- 特異事案の発生等の通報体制の整備及び緊急連絡会議の開催

<地域における連携・協力の確保>

- 市町村に自殺対策担当部局が設置されるよう、働きかけ

※大綱に記述を追加

自殺総合対策大綱の一部改正案 ※自殺対策加速化プランの策定にあわせ、大綱を見直し

<うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進>

<インターネット上の自殺関連情報対策の推進>

<推進体制等の充実>